

令和元年松前町条例第20号

松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和元年12月26日

松前町長 岡 本 靖

松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年松前町条例第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>附 則 （職員に関する経過措置） 第4条 施行日から<u>令和5年3月31日</u>までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>令和5年3月31日</u>までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p> | <p>附 則 （職員に関する経過措置） 第4条 施行日から<u>平成32年3月31日</u>までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（<u>平成32年3月31日</u>までに修了することを予定している者を含む。）」とする。</p> |

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。